

令和5年度第1回  
台東区総合教育会議  
(令和5年12月18日)

台東区総務課

○日 時 令和5年12月18日(月)午後4時00分から午後4時59分

○場 所 庁議室

○構 成 員

区	長	服部	征夫
教 育	長	佐藤	徳久
教育長職務代理者		垣内	恵美子
教 育 委 員		浦井	祥子
教 育 委 員		神田	しげみ
教 育 委 員		高森	大乘

○関 係 職 員

総 務 部 長	梶	靖彦
教育委員会事務局次長	前田	幹生
総 務 課 長	越智	浩史
庶 務 課 長	横倉	亨
指 導 課 長	宮脇	隆
教 育 支 援 館 長	工藤	哲士

○日 程

- 1 区長挨拶
- 2 教育長挨拶
- 3 議 題

(1) いじめ対策について

<配布資料>

- ・ 次第
- ・ 資料1 令和4年度 いじめの認知件数について
- ・ 資料2 いじめ防止等の対策の取組状況について
- ・ 資料3 東京都台東区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- ・ 資料4 令和5年度 第1回台東区いじめ問題対策連絡協議会 参加者名簿
- ・ 資料5 令和5年度 第1回台東区いじめ問題対策委員会 委員名簿
- ・ 資料6 重大事態の定義及び想定される内容について
- ・ 資料7 重大事態発生時の対応について

午後4時00分 開会

○越智総務課長 それでは、おそろいでございますので、これより、令和5年度第1回台東区総合教育会議を開会させていただきます。

事務局を務めます、総務課長の越智でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて進めさせていただきます。

本会議は、傍聴が可能となっておりますので、会議に入らせていただきます前に、傍聴についてお諮りさせていただきます。原則公開となっております本会議でございますので、本日提出される傍聴願につきましては、許可いたしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○越智総務課長 ご異議がございませんので、傍聴については許可いたしたいと存じます。なお、現時点で傍聴希望者は0名でございます。

また、合わせまして、本会議につきましては、議事録作成のため、テーブル中央にございますけれども、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、開会にあたりまして、服部区長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

○服部区長 本日はご多用のところ、こうしてご出席いただきまして誠にありがとうございます。令和5年度第1回台東区総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

教育委員の皆様には、日頃から区の教育行政に大変なご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。今までは新型コロナウイルス感染症や、今また大分流行しておりますインフルエンザなど、教育の現場では本当に様々なご苦労があったと思います。こうした未来を担う子供たちが充実した学校や園での生活を過ごせるというのは、教育委員会をはじめ、多くの皆様のご尽力によるものと、深く感謝申し上げます。

本日の議題は、「いじめ対策について」とさせていただきます。ぜひ、貴重なご意見をお伺いして、一緒に考えてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○越智総務課長 服部区長、ありがとうございます。

続きまして、佐藤教育長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

○佐藤教育長 それでは、私のほうからもご挨拶申し上げます。

今、服部区長からもございましたが、本日の議題は「いじめ対策」でございます。本年10月に新聞等で報道されましたが、文部科学省、及び東京都教育委員会は、令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表したところでございます。残念ながら、暴力行為は過去最多、不登校の児童数は前年度より2割増しという状況になってございます。この後、指導課長より報告がございしますが、本区の令和4年度のいじめの認知件数については、令和3年度と比較して減少はしております。現

在のところで重大事態も発生しておりませんが、いじめはどこの学校、学級でも起こり得る問題として捉え、教育委員会といたしましても必要な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。また、万が一重大事態が発生した場合の対応につきましては、教育委員会と区長部局の連携が必要でございます。今日の協議を通して、さらに連携を深めてまいりたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○越智総務課長 佐藤教育長、ありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。議題は、お手元の次第でございますとおり、いじめ対策についてでございます。指導課長からこの後説明がございますが、説明の後に、委員の皆様よりご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、宮脇指導課長、よろしくお願いいたします。

○宮脇指導課長 それでは私から、いじめ対策について、ご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

本区におけるいじめの現状と取組についてご説明いたします。まず、いじめの定義です。昭和61年度以降、文部省・文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等において、策定・変更が重ねられており、その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっております。報道によりいじめが大きな社会問題になるたびに、学校がいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきました。

恐れ入りますが、資料1の2ページをご覧ください。項番5のとおり、現在のいじめの定義は、平成25年度に施行された「いじめ防止対策推進法」の第2条を踏まえ、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされており、各校ではこの定義を踏まえていじめの認知を行っております。

それでは、令和4年度いじめの認知件数についてご報告いたします。資料1の1ページお戻りください。

項番1、いじめの認知件数及びその内訳の集計結果でございます。いじめの未解消件数は、小学校で71件、中学校で12件ございます。これは、いじめの解消はいじめがなくなつてから3か月を経過しないと解消とならないため、解消していると思われるが念のために見守りをしているという数も含まれております。未解消については、当然のことですが、学校は継続的な指導をしており、令和4年度の未解消につきましては、令和5年6月の調査では全て解消を確認しております。

項番2、いじめの認知件数の推移を表したグラフとなっております。令和4年度はいじめ認知件数は、小学校では357件、中学校では87件となっており、前年度と比較しますと小学校では78件、中学校で65件の減少となっております。

項番3、考察でございます。令和3年度と比較して令和4年度に認知件数が減少しましたが、令和3年4月に改訂された台東区いじめ防止対策推進基本方針に関する学校現場の理解が進み、学校いじめ対策委員会において、いじめの定義を踏まえていじめであるかどうかを組織的に判断するという認知の手続きが浸透したと考えられます。いじめの対応にあたっては、学校いじめ対策委員会を核として関係機関と連携しながら組織的に行うことが重要であり、各校がその体制を構築できるよう指導課としても助言等を行ってきております。

認知件数の減少に対しては、未解消件数は増加しておりますが、先ほど申し上げたように、児童・生徒の様子からは解消していると思われても、いじめがなくなってから3か月を経過しないといじめの解消とはならないため、念のために見守りをしている場合が多く含まれており、いじめの認知が3学期に多くなると、未解消で報告される件数も必然的に増加いたします。各校からの報告では、3か月を経過しても解消しないような、対応に苦慮する事例は今のところはございませんが、各校に対しては、安易に解消と判断しないことや3か月を経過した後も丁寧に見守っていくこと、また、中学校や高等学校等へ進学する際に丁寧に引き継ぎをすることについて、引き続き指導してまいります。

今後も、いじめの未然防止に向けた取組を充実させるとともに、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等の推進を図ってまいります。また、いじめを認知していない学校にあたっては、改めてどのような行為がいじめに該当するのか等について教職員、保護者、地域の共通理解を図り、いじめを見逃すことがないように指導を継続してまいります。

2ページをご覧ください。本件については、参考にありますとおり、令和4年度台東区児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基にしております。いじめと認知されたものについては、指導課への連絡を義務付けており、学校と共通理解を図っております。

指導課といたしましては、今後もいじめの認知件数が多いことのみをもって、その学校に問題があるという捉え方をせず、いじめほどの学校・学級でも起こり得る問題と捉え、もしかするといじめではないか、という視点で児童・生徒を見守ることの大切さを各校に指導してまいります。

続きまして、いじめ防止等の対策の取組状況についてです。東京都教育委員会は、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の中で、いじめ防止において必ず取り組む18の項目を設定するとともに、毎年6月と11月をふれあい（いじめ防止強化）月間に位置付けております。ふれあい月間の目的は、第一に、各校が、いじめ・自殺・暴力行為等の問題行動及び不登校等の状況について総点検を行い、現状や取組の効果検証を行うことと、第二に、各校が、いじめ・自殺・暴力行為等の問題行動及び不登校等の未然防止や早期発見・早期対応等につながる具体的な取組について教職員間で共通理解を図り、具体的な取組を実施することです。各校においては、ふれあい月間実践シートに記載の取組事例を参考にして、児童・生徒の実態を踏まえて取組を実施するとともに、いじめ防止において必ず取り組む

18の項目の取組状況やいじめの認知件数、長期欠席の状況等を指導課に報告しております。

資料2をご覧ください。こちらは、令和5年6月の取組状況について、各校からの報告をまとめたものになります。①定義に基づく確実ないじめの認知、⑬いじめを許さない指導の徹底は高い水準になっておりますが、③年3回以上の研修の実施、⑧情報共有シートの活用、⑫いじめに関する授業の実施、⑮基本方針の周知、⑰地域、関係機関等との連携について、低い水準であり、課題となっております。

そこで、③年3回以上の研修の実施と⑫いじめに関する授業の実施については、実施の日時や内容を報告するよう各校に依頼し、今年度中に確実に実施するよう指導いたしました。11月に実施した第2回のふれあい月間の取組状況は精査中ですが、速報値として、③の年3回以上の研修の実施は77%、⑫のいじめに関する授業の実施は69%まで改善しております。また、⑰地域、関係機関等との連携については、研修で活用できるスライドと読み原稿を作成・配布し、各校で短時間でも研修が実施できるようにした結果、11月の取組状況は54%まで改善いたしました。⑧情報共有シートの活用と⑮基本方針の周知については、改善を図るための取組を今後進めていく予定です。

続きまして、いじめ問題に関連して、本区において設置している組織体についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。目次に記載のとおり、本区において設置している組織体は3つございます。第一に、台東区いじめ問題対策連絡協議会です。第4条に記載のとおり、区におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、及びいじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項を所掌しております。

資料4をご覧ください。今年度の組織はこのようになっております。年3回、6月、12月、2月の協議会を実施し、関係機関との連携を図っております。

資料3にお戻りください。第二に、台東区いじめ問題対策委員会です。第13条に記載のとおり、教育委員会の諮問に応じて、区におけるいじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申していただいております。

資料5をご覧ください。法律、医学、心理、福祉等に関する学識経験を有する方に委嘱させていただき、今年度の組織はこのようになっております。こちらでも年3回、8月、1月、3月の委員会を実施し、指導課よりいじめの現状と取組を報告するとともに、それについて多くのご意見をいただき、各校や教育委員会の取組の充実に生かしております。

資料3にお戻りください。第三に、台東区いじめ問題調査委員会です。第23条に記載の法第28条第1項の規定による調査とは、いじめの重大事態が発生した場合に、その事実関係を明確にするための調査のことを意味しております。その調査の結果について調査を行い、その結果を区長に報告することが、本調査委員会の所掌事項となっております。

ここで、いじめの重大事態について説明させていただきます。

資料6をご覧ください。いじめの重大事態は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に、「一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき」「二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されております。また、東京都教育委員会が作成しているいじめ総合対策においては、想定される内容として、「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な被害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」「年間30日を目途とした欠席を余儀なくされた場合」「当該児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合」「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合」という8点が示されております。

資料7をご覧ください。重大事態が発生した場合、いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づき、学校は教育委員会を通じて区長へ報告することになっております。その調査に関しては、先ほどご説明した台東区いじめ問題対策委員会や、各校が設置している学校いじめ対策委員会が行うこととなりますが、その調査結果が十分であるか調査したり、必要に応じて再調査を行ったりするのが、区長の附属機関である台東区いじめ問題調査委員会です。

恐れ入りますが、資料3にお戻りいただき、第22条をご覧ください。「重大事態の報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、台東区いじめ問題調査委員会を置くことができる」とされており、常設が求められている組織体ではございません。

本区においては、現在のところ、重大事態の発生はありませんが、いじめをきっかけの一つとして、転学を希望したり、登校渋りを起こしたりする等、重大事態とは言えないまでも、それに近い状況は発生しております。指導課としては、当該校と丁寧に情報共有し、対応方針について必要な指導・助言を行うとともに、生活指導主任研修等の機会を捉えて他校にも情報提供を行い、未然防止や早期の組織的対応の充実を図っておりますが、今後、本区においても重大事態が発生する可能性は十分にございます。いざというときには、区長部局と円滑に連携してまいります。

指導課からの報告は以上でございます。

○越智総務課長 宮脇課長、ご説明ありがとうございました。

それでは、この後は教育委員の皆様から、ご意見・ご感想等をいただければと存じますが、いかがでございましょうか。

もしよろしければ、僭越ではございますが、私のほうからご指名をさせていただきます、順次ご発言を頂戴できればと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、恐縮ではございますが、まず高森委員、いかがでございましょうか。

○高森委員 いじめ対策については、今ご説明があったように、台東区がこのような体制を取っていることは私も承知しておりますが、一つ大切な視点が抜けていることがありまして、それは、いじめの被害者だけではなく、加害者に対してのケアというのが、実は必要ではないかと思っております。

被害者ばかりにスポットが当たってしまうと、見落としがちなのが、加害者児童・生徒とその保護者へのケアだと思います。いじめの解決に家庭との連携がとても大事だということであれば、被害者側ばかりでなく、加害者側の家庭への働きかけも必要だと思うのです。

保護者というのは、自分の子供がいじめの被害者になることは当然望んでいないのと同じ時に、自分の子供がいじめの加害者になるということも恐らく誰も望んでいないのではないかと思います。ですから、我が子供がいじめの被害に遭った時と同じくらいに、我が子供がいじめの加害者になった場合に、ショックを受ける保護者が少なからずいるのではないのでしょうか。もし我が子供がいじめの加害者になることに何ら抵抗を感じていないならば、むしろそのほうが問題であって、やはり、基本的に保護者は、自分の子供は被害者にも加害者にもなってほしくないという気持ちは強いと思います。

我が子供が加害者側になる場合、いじめが実際に発生すると何が起きるかという、同然の事ながら、家庭内で様々なトラブルが起こり得ます。例えば、子供に対する過度な叱責や、子供を追い詰めるような言動です。それらが親子の確執にまで発展する可能性があります。そうすると、親子の信頼関係自体が崩れてしまいます。

問題は家庭内だけに留まりません。加害者側の保護者やその児童・生徒に対する周囲の目にも注意が必要になります。「いじめは絶対悪として社会全体で根絶すべきだ」というメッセージばかりが表に出てきますと、いじめは断固糾弾すべきという過度な同調圧力が働くのは当然の理屈です。池波正太郎氏の時代小説ではありませんが、「罪を憎んで人を憎まず」という考え方がとても大事なかなという気がするのです。

以前、いじめで自殺をした子供が遺したメッセージに、「いじめは空気である」という言葉がありました。たいへん的を射た表現だと思いますが、実はこのことは被害者にも加害者にも当てはまるのです。加害者となったお子様、あるいは保護者というのは、世間の目や圧力を気にして非常に肩身の狭い思いをして生活することになります。それが、世間からの差別・偏見という新たなステージのいじめに発展していきかねないわけです。その意味で、被害者だけではなくて、実は加害者の方にも目を向けてあげなければいけないと考えるのです。

今回の説明のあった内容には、その視点が触れていないのですが、恐らく国のほうも、東京都のほうもそういった観点を重要視していないと思うので、ぜひ台東区は、他の自治体に先んじて加害者ケアということも重点的に考えていただくのがよろしいかなと思います。

以上です。

○越智総務課長 ありがとうございます。

それでは、質疑ですとかご感想等はまた、全て皆様のご発言を頂戴してからとっておりますので、続きまして、神田委員、いかがでしょうか。

○神田委員 10年くらい前に、このいじめ防止対策推進法というものができました。いじ



めの被害を受けた子供が、心身の苦痛を感じているということで、いじめの定義が示されました。ちょうど私、その頃校長をしております、このときにいろいろな組織を立ち上げたり対策を学校で相談したりした記憶がございます。そのときも重大事態が起きた場合には、教育委員会や学校が調査を行って、事実関係を保護者等に伝えることを義務付けられました。私たちもその当時、本当に重く受け止めたのを思い出しました。

とにかく被害を受けた子供の立場に立った対応というのが、まず第一だと思います。そういう内容が今のご報告の中にもありましたので、本当に安心しました。

コロナの後、いじめが増え、過去最高となったというご報告がありました。61万人くらいでしたか。その後、若干減ってきたけれども、やっぱり増加傾向です。また、重大事態もかなり増えているという心配な状況にあって、報道を見ますと、自殺や不登校に至っているというようなケースが後を絶たないというのはすごく残念に思います。最近の報道で、いじめを訴えた生徒の文章に花丸をつけた先生がいるというのがありました。本当に信じられないことです。

実際にいじめがどうしてなくなるんだらうかと考えたところ、過去に総務省が実施した調査では、こんなことが書かれていました。2018年頃の調査ですが、学校側がいじめと認めない認知の問題が56%、学校内の情報共有の課題が61%、担任任せになる等、組織的な対応の不足が64%とありました。

実際に私も校長として学校で経験したことの中で、よくあるのは、いじめの話合いになると、加害者側の子供たちも、保護者もいじめを認めないというか、認めたくないという傾向があります。それから、教員側としても、明らかな事実がなければ、なかなかそれ以上追及できないという問題が結構ありました。言い分がうまくかみ合わないままで時間が過ぎていくことで、ますます重大になっていくというようなことも懸念されています。

今、重大事態が問題であって、12月11日に出された資料では、文科省でも、いじめ重大事態の調査方法などを示すガイドラインの改定をすると報道されていますけれども、本当にこの子供たちの大切な命を全力で守らなきゃいけないということです。

こども家庭庁は、いじめ問題アドバイザーを設置したということも聞いています。いろいろなところから専門的な立場で入ってもらってアドバイスをいただくことはすごく重要だと考えます。

今日、多くの資料を頂き、説明も受けて、これからどのように取り組んでいったらいいか、自分の考えを述べたいと思います。

最近、ネットいじめなど、隠れたいじめが、心配かなと思います。もちろん学校が主体でやることですが、とにかく早い段階から、客観的に見ることが出来る第三者を入れるということも子供の命を守る上では必要な時もあるかと考えます。

学校がやるべきことは、まずは被害者のケアです。教職員はもちろんですが、カウンセラーなどの専門家も加わり、教育委員会とも相談をしながらさまざまな対応をすべきです。学校だけで抱えないということが大事です。

また、学校にいじめで学校に行けなくなった子供がいる場合には、オンラインの活用等をして、とにかく学校とつながっているということが大事かと思えます。

資料2アンケートの取組状況のところにもありましたけれども、道徳や特別活動の中の学級活動などでいじめの指導を常にしておくことが、いじめを防ぐ上で大切だと思います。高森委員もおっしゃいましたけど、学級の風土づくりということが基本になるかと思えます。

それと、疑いがあるところから躊躇せず進めるということが大切です。先ほど証拠になるようなものがなかなか見つからないと言いましたけれども、そこまで待っているのではなく、疑いがあったらもう動き出すこと、欠席が多いなと思ったら動き出すことが大事です。

他にも、いじめ問題対策委員会や、いじめ問題対策連絡協議会設置のご報告がありましたけれども、委員会には弁護士や医師、協議会には警察などいろいろな専門の方が入ってくださることが大切です。早めに専門家に相談ができる体制をぜひ活用していただきたいです。

ふれあい月間の取組は、現在は2回になっているのでしょうか。

○宮脇指導課長 はい。

○神田委員 6月と12月の2回でしょうか。6月の調査では数字が低いところもありますが、区の取組が進んでいるようで12月は改善し、よかったと思います。

この中でも、私は特に情報を共有することが大切で、共有する中には保護者も入れてほしいと思います。

10番が85%、18番の69%で数字としては悪くはないかもしれないですが、できれば100%を目指してほしいと感じています。

最後に、いじめは許されないこと、犯罪であるということ、それから、学校が絶対に見逃さないこと、そして、早期に取り組むこと。若い命を失うことがないようにということ肝に銘じて、学校だけではなく、区全体で取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○越智総務課長 神田委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、浦井委員、いかがでございましょうか。

○浦井委員 台東区というのは、やはり地域的なつながりが強いこともありまして、地域の見守りの厚い学校が多いと思えます。子供たちの間のいじめ防止においても、このことが大きく寄与して、よい働きをしているということは間違いないと思えます。

とはいえ、当然のことながら、だからといって子供たちの間にいじめが起きないというわけではありません。本日ここでご報告いただきましたいじめ防止等の対策は、そういった意味でも大変大きな意義があるのではないかと考えています。

これは子供に限ったことではありませんけれども、いじめはどこでも起こり得るわけです。環境ですとか、そのとき集まった人たちの性格等によって起こりやすさは変わると思

いますけれども、いじめというのは複数の人数が集まればどんなところでも起こり得るのだということは、やはり心に留めておかなければいけないのではないかと思います。

いじめの起こる要因というのは幾つもありますが、その中に、無意識の言動、行動や言い方によるものがあるのではないかと思います。そして、これがまた意外に大きな問題で、気付かないうちに人を傷つけて、事の重大さに気づかないという問題があると思います。

少し話が広がってしまうんですけども、昨年文藝春秋から出された本の中に、石井光太氏による『ルポ 誰が国語力を殺すのか』という少々刺激的なタイトルの本がありまして、国語力と言語の大切さを事例を挙げて示した本になっています。そこで取り上げられている国語力というのは、いわゆる読解力はもちろんですが、言語化できる能力、すなわち自分の気持ちや物事を言語にして発することができる能力のことです。個人的には、この本で取り上げられている内容については、共感できる部分もあれば、私としては共感できない部分もあります。ただ、自分の思いをうまく言葉にできない子供たちが近年たくさんいて、その国語力ですとか言語能力というものの不足が他者とのコミュニケーションの不全を招いている。そして子供たちの生きづらさにつながっているという意見には、私自身非常に考えさせられるものがありました。

実は、私がこの本を知ったきっかけの一つは、地方で小学校の教員をしている知人が、この本を読んで自身が経験した子供たちのもめごとを思い出した、と話してくれたことにあります。そのもめごとというのは、学校に、本当にどこでもありそうな小さなもので、5年生の女の子が狭い廊下で別の女の子に「うざいからどいて」と言われて、言われた側はうざいなんてひどいと半泣きになり、周りの子が何もしていないのにうざいってひどくないかということで騒ぎ立て、一悶着起こったというものです。このとき、知人である教員が間に入って聞いてみると、言った子は決して悪い子ではなく、単に邪魔という意味で言ったのだと言う。結局その子に、相手が嫌だからうざいと言ったわけではない。しかし、この言い方では相手は傷つくのだと話し、説明することが必要だったそうです。幸いこの場合は、そのお子さん自身が言葉の不足ですとか、誤り、間違いというものを素直に反省して、教員の促しがあったとはいえ、謝罪することができて、相手の子もそれを受け入れることができたので、事なきを得たそうなんですけれども、たまたまこの本を読んだ直後だったこともあって、子供たちの国語力の不足、この表現力の不足というものから、無意識に相手を傷付けたり、場合によっては傷つけたことにも気づかないというような事例が起こっているのではないかと危惧している、という話でした。

いじめというのは、やはり当然のことながら、きつい言葉をかける、そういう相手を傷つける側が悪いわけなんですけれども、やはり話す側に表現力、国語力、思いや状況を適切に言語化する力がないと、そこまで悪意がなくても不要にきつい言葉を使ってしまって、意図せず相手を傷つけてしまうということが起こり得ます。

先ほど神田委員から加害者側が認めないことについての話がありましたけれども、やはり相手を傷つけたとき、自分の言動の誤りに思い至れず、自分は悪くない、相手が勝手に

傷ついたんだと、自分の非を認められなければ、結果として本格的ないじめに発展してしまうわけです。ですから、やはりそういうふうになる前に、どこかでいじめの芽を摘むということが必要になるのだと思います。

近年、インターネット上での子供同士のやり取りも増えておりまして、やはりなおのこと難しさが増しているのではないかと思います。先ほど未解決件数が逆に増加しているというご報告がありましたけれども、子供たちのどこに問題があったのかということを確認に捉えて、それ自体を解消しないと、なかなかいじめの解消にならない。インターネットなど、見えない部分でそういったことが起こっているという例も多いだろうことも、しっかり認識しておくべきだと思います。

いじめというのは、やはりいじめをするなど授業で教えれば単純になくなるというものではありません。だからといって、もちろん教えなくていいわけではなくて、道徳の授業等は大変重要なんですけれども、やはり難しいというのは事実だと思います。いわゆるこれをされたら相手がどう思うか、自分だったらどう嫌だと感じるのかという共感力も必要となります。そもそも先ほどお話した国語力というものを身につけるためには、共感力をつけることも重要です。そしてその上で、やはりいじめの対策には、適切な大人による見守り、それから日常的な指導というのが必要不可欠だと思います。先ほども申しましたが、早いうちにいじめの芽を摘んで対策を取るためにも、今回のこうしたいろいろな取組というのは大切で、どんどんやっていただきたいというふうに思います。

コロナ禍やネットの普及などの影響によって、子供たちが互いの直接的なやり取りを学ぶ機会が薄まってしまっておりますので、子供たちがコミュニケーション能力ですとか、国語力、共感力を養うにあたっては、学校というものが担う役割は、従来よりもさらに大きなものになっていくというふうに私自身は感じております。

学校はどうしてもいじめの起こる場となってしまうこともありますけれども、その一方で自分の気持ちを正しく伝えて、相手の受け取り方を考え、相手を尊重することを学ぶ場にもなります。そういった意味で非常に大切な場だと思います。

ことに台東区の学校は、最初にも触れましたが、地域の見守りの力や地域とのつながりが強く、学校以外の生活の場と互いに協調しながら子供たちを導くことがしやすい、すばらしい環境にあると思います。

本日もご報告があったこうした対策や取組を生かして、いじめと向き合い、未来を担う子供たちを少しでもいじめから遠ざけることができればと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○越智総務課長 浦井委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、垣内委員、お願いできますでしょうか。

○垣内委員 私は、他の先生方がいろいろご議論されましたので、ちょっと違う観点からお話したいと思います。

まず、いじめ防止対策推進法の定義ですけれども、非常に主観的と言いますか、客観的

にこれだというふうに言うことができない。

また、浦井先生がおっしゃったように、なかなか人によって受け取り方も違うという中で、人間が集まれば、多少好き嫌いがあったり、そりが合わなかったりということは常にある、それに敏感に反応してしまう方もいらっしゃるというレベルから、はっきり言って犯罪となるレベルまで、非常に幅が広い。これだけ幅広いものを、いじめという言葉でくくってしまっているのかというくらいに広いわけですが、教員の方、それから学校だけでは、神田先生も高森先生もおっしゃいましたけれども、解決できない。保護者の方を巻き込み、また地域の力を借りても、十分にカバーできない、非常に複雑な、多様な構造をもった事象だろうなというふうに思います。特に、教員の方にあまり負担がかかり過ぎるのは持続可能ではないと思います。犯罪捜査とは違いますので、権限もなければ、そういうスキルもない。そういう方々にどこまで対応を依頼するのかというのは、非常に難しいものだと思います。何か起きるとすぐに教員と学校と教育委員会が批判されますけど、それはそもそもちょっと難しいかなというふうには思っております。

ただ、今回ご紹介いただいたように、平常時での対応、非常にきめ細やかな対応、そして、重大事象が起きたときの素早い対応につながるようなシステムづくりがなされているということで、非常に安心しております。また、警察関係者とか、法曹とか、学識の方々、医療の方々、様々な方々をうまく取り込んで、セーフティネットを張るということは本当に重要なことなので、ぜひ進めていただきたいと思うところなんですけど、ここで私は文化が専門なので、他の先生方と若干違う、ちょっと能天気な話をさせていただくと、やはり学校、それから家庭、地域という閉ざされた集団だけではない、何か逃げ場があるというのも大事ななと思います。大人であればサードプレイスとかよく言われるような部分だと思うんですけども、実はここで文化に対して、最近非常に大きな動きがあるのでご紹介したいと思います。劇場とかミュージアムが、今までは展覧会をやる、あるいは舞台公演をする場所というふうに理解され、実際そのような活動をしていたわけですが、ロビーとかホワイエとか、いろいろな空間があり、開かれた施設として、地域の方々に使っていただく動きが加速しています。特に子供たち、中高生の子供たちにぜひ絵画を見ていただく、彫刻を見ていただく、あるいは、コンサートに参加していただく。それ以外にも、ホワイエを開放してお友達とお話をするとか、そういったことに使うというような動きが非常に広まっております。それはある意味、学校や家庭、地域とかとはまた違う場面での交流につながっていくんじゃないかということで、かなり取組が進んでおります。

実は、先月、11月に、久しぶりに海外出張しまして、イギリスとフランスに行ったんですけど、イギリスのパービカン・センターなんかはまさにそうで、非常に広いフロアを開放して、そこここにソファやテーブルがあって、自由に、無料で使ってよいというようなことで、様々な方がいらっしゃっています。そういうところでマイプレイスというんですかね。自分を取り戻す、そういうこともできるんだなというのをちょっと痛感したので、一つ事例をお話しました。

もう一つは、特にヨーロッパで非常に強い考え方ですけど、社会的包摂というものです。移民も多く、海外から来た文化的背景がかなり異なる人たちがたくさんいて、この人たちが、経済的格差もあって、どうしても取り残されてしまう。さらにその負の連鎖が次の世代につながるというようなことで大きな課題になっています。ここでミュージアムも劇場も、そして劇団などの文化団体も非常に力を入れて、彼らを社会に取り戻すというような取り組みをやっていきます。学校もそのパートナーになっています。ロイヤル・シェイクスピア・カンパニーの人とお話ししたときも、劇団だからこそ、コミュニケーション能力の育成という部分、それから、メタ認知という、人間関係を客観的に俯瞰して、他の方々を理解する、自分を客観視するというような能力を養うのに非常に貢献できると、自信を持ってお話していました。学校での問題行動に対しても積極的に取り組んでいます。

このような動きは日本でも結構あります。いろいろところで劇団さんがワークショップをやったり、それから音楽、台東区は音楽も非常に強いところですけど、こういう活動をすることによって、自らの自信、セルフエスティームとよく言われますけど、そういうものを取り戻すことによって、加害者、あるいは被害者になるというリスクを軽減していくというようなこともよく言われるようになってきました。

台東区は、非常に重層的にたくさんの文化資源がありますので、こういう地域の資源もぜひ活用して、重要な課題ですので、しっかり区全体で取り組んでいただければなというふうに思うところであります。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○越智総務課長 垣内委員、ありがとうございました。

それでは、佐藤教育長、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 いじめ対策に関しては、学校で、校団長会でもいろいろ、私のほうで話していますが、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、この4つが対策としての、一連のプロセスになっています。

まず未然防止に関する取組は、これは学校のほうにお願いしたいということですが、例え日常の授業において児童・生徒同士が話し合って合意形成や意思決定を行う場面について十分に設定をしてあげたり、多様性や互いのよさを認め合う態度が育成される。そういったことによっていじめが起きにくい学校、学級集団ができるんじゃないかなと思っています。

また、学校や学級、全ての児童・生徒にとって、落ち着ける場所にしたり、日々の授業や行動等で、全員が活躍してお互いを認め合う機会や場を設定したりすると、居場所の確保や絆の醸成につながり、これもいじめが生じにくい、魅力ある学校になるかなと思っています。

これは抽象的な言い方をしましたが、実際学校の現場はこれを実施するというのはなかなか難しいんですが、一つの目標として、そういったことは実施してもらいたいなというふうに思っています。

それから、早期発見は、これは大事です。いじめの把握のルートというのは三つに大別されると言われて、三つの窓があると言われております。一つは先生、教師による発見、2番目は児童・生徒からの訴え。3番目は他の児童・生徒や、保護者などからの訴え。先生方はこの三つの窓からの差し込む小さな光も敏感であってほしいなと思います。

例えば、普段と異なる様子の子供を見かけたり、また、そこで一声をかけるためには、やっぱり先生方が非常に忙しいので、心の余裕が必要なんじゃないかなと思っています。

ですから今、教育委員会として働き方改革を進めていますが、可能な限り業務の精選を図りながら、先生方が子供たちとしっかりと向き合う、そういう機会をつくってあげたい。そのためのしっかりした働き方改革をしてあげたいというふうに思っております。

もう一つは、組織的な対応を行うということで、必要な情報が校長や副校長の管理職に確実に報告される、これが一番大事だというふうに思っております。指導課長のほうから学校いじめ対策委員会という話がありましたが、それは定期的に当然開かれて、各校がいじめ対策基本方針、これについてしっかりと理解して、保護者に説明できないのが、19%はちょっと低いんですが、それが理解され、何かあれば組織的に対応していくと、一人の先生に任すんじゃなくて、組織的にしっかりと対応していく。先生方にとって報告しやすい仕組みづくり、雰囲気づくりを行っていくことが非常に大事ではないかなというふうに思っております。

それから、外部人材、例えば、スクールカウンセラーとか、そういった人が都費プラス区費でも全小中学校に置いていますので、そういった外部の人たちの援助、支援も行ってもらって、先生だけに任すんじゃなくて、教育委員会も支援しながらいじめ対策をしっかりと行っていくということが重要だと思っております。

私からは以上です。

○越智総務課長 佐藤教育長、ありがとうございます。

それでは最後になりますが、服部区長、ご発言をお願いできますでしょうか。

○服部区長 先生方、本当に貴重なご意見をいただき、これはしっかりこれからも区の行政として反映をしていかなければならないということでもあります。

2点申し上げますと、1点目は、いろいろご意見があった被害者というのが、早期発見、あるいはいじめの芽を摘むということ、これも非常に重要なことで、そのためにはどうするかということで、具体的なことがふれあい月間ということでされていると思うんですが、その中の一つで、アンケートを順次実施し、その内容を職員間で共有していくという点、85%が実施をしている。これで本当に早期発見ができるのかという疑問も出されました。それは一つは、例えば、これは全て記名だと思うんですけど、この記名で果たして本当のことを児童がアンケートに答えるのかどうか。あるいは、無記名であったら、答えられるとか、また、情報ですから、無記名だと本当にその正確性が欠けるんじゃないかというようなこともあると思うんですけども、やはり、実施はこれだけしているから、大丈夫というよりも、そのアンケートの取り方でしょうか。それは、今、いろいろなアンケートの

取り方があると思うんですが、例えばネットもあるわけですし、様々なアンケートの工夫というんでしょうか。そんなことも一つ、早期発見という点では、検討する方向がいいのかなという印象を受けました。

もう1点は、先ほど言われた未然防止の予防、これが一番基本だと思うんですが、我々もこうしたいじめの防止、いじめ対策連絡協議会と、いろいろとしっかりしたものは持ちながら、その上でまずいじめがないのが一番いいわけで、ではどうしたらいいか、これまた教育全般で考えていかなければならないことで、これは先生方の、もう少し地域とか学校とか、家庭とか、狭い範囲で考えるのではなくて、もっと大きな範囲で考えるべきではないかと、私もそう思います。

それをどうやっていくのかという点も、例えば学校にそれを負わせるということが、もう学校側もカリキュラムでいっばいなわけです。ですから、この辺も大きないじめ防止ということで、やっていくのか、結果的にそれがいじめ防止につながっていくという、もう少し大きな捉え方で、それを学校に負わせるのではなくて、開かれた場所をどういう形で区のほうでできるのか。その辺を一つ大きな検討の課題かなという印象を受けました。

以上です。

○越智総務課長 服部区長、ありがとうございました。

それでは、各委員の皆様からご意見等を頂戴したところでございますけれども、その他、ご意見・ご発言ですとか、他の委員の発言に対してのご感想ですとかがありましたら挙手いただきましてご発言を伺うんですけれども、いかがでしょうか。

(なし)

○越智総務課長 事務局のほうから何かご説明を加えて差し上げても、いかがですか。

○宮脇指導課長 ありがとうございました。

実際に加害者のケアということについては、本当にこの東京都のいじめ対策、先ほどから引用しておりますけれども、この中に更生に向けた指導及び支援ということで、様々な取組があります。

やはり一番は、被害の子供たちを安心安全に守ってあげるということを大事にしながら、そのいじめをしてしまった子供たちがやはり更生していくということを働きかけられるようにしていくというのが大事だというふうに思います。

保護者の説明や協力関係の構築ですとか、後はやはり警察とか児童相談所等の関係機関との更生への支援ということ、そういったことも含めながら進めていく必要があるというふうに思っております。

また、様々な、各委員の皆様からいただいた中でも、やはりインターネットにまつわるいじめというのは、本当に増えてきております。その中で、各学校の対応の中でも、例えばインターネット上に上げたコメント、また画像、そういったものはよくないというふうに、その中で言える子供たちというのは実際にいます。そういった子供たちを、やはり



日々育成しているというのは、道徳ですとか、やはり人権尊重の教育ということを各学校で継続してやってきていることが子供たちのそういういじめは悪い、そしてそういう行為が間違っているということをお子さん同士も言えるんだというふうに思っております。

また、教育長からあったような合意形成、日頃、その学級会を通じて、学級の中、また、学校が楽しいという場で、またそれぞれの意見が認められるということも、学級会を通じて育成しているということもあります。そういったことを行いながら、早期発見ですとか未然防止ということにもつなげていくように、これからも各学校に指導していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○越智総務課長 ありがとうございます。

重ねまして、その他、ご意見・ご感想等、ご発言いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○越智総務課長 それでは、本日は数々の示唆に富んだ貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和5年度第1回台東区総合教育会議を閉会とさせていただきますと存じます。

本日は誠にありがとうございます。

午後4時59分 閉会